

営業所を新設する場合

営業所変更届出書

提出日を記載

令和〇年〇月〇日

千葉県公安委員会 様

届出者

住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

千葉市中央区長洲1丁目9番1号

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

風俗 保

特定金属類取扱業の許可を受けた事項について変更するので、千葉県特定金属類取扱業の規制に関する条例第7条第1項の規定により、次のとおり届出をします。

許 可 番 号	千葉県公安委員会第 ●●●●●●●● 号		
氏 名 又 は 名 称	(ふりがな)ふうぞく たもつ 風俗 保		
営業所の名称及び所在地に関する変更事項			
変 更 予 定 年 月 日	令和●年●月●日		
変 更 区 分	<input checked="" type="radio"/> 1 営業所を新設 <input type="radio"/> 2 既設の営業所の名称又は所在地を変更 <input type="radio"/> 3 営業所を廃止		
変 更 前	名 称	(ふりがな)	
	所 在 地	都道 府県	市区 町村
変 更 後	名 称	(ふりがな)とつきん いちかわえいぎょうしよ 特金 市川営業所	
	所 在 地	千葉 都道 府県 市川	市区 町村
	連 絡 先	鬼高●丁目●●番地 電話 (●●●) ●●●—●●●●	

新設する予定日を記載
※予定日の3日前までに提出

個人の営業所の名称に「〇〇会社」等と
会社を誤認する名称は使えない
(会社法7条)

注

- 1 数字を付した欄は、該当するものに丸印を記入すること。
- 2 営業所を新設した場合にあつては当該営業所について変更後の欄に記載し、営業所を廃止した場合にあつては当該営業所について変更前の欄に記載すること。
- 3 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

営業所の名称や所在地を
変更する場合

営業所変更届出書

提出日を記載

令和〇年〇月〇日

千葉県公安委員会 様

届出者

住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

千葉市中央区長洲1丁目9番1号

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

風俗 保

特定金属類取扱業の許可を受けた事項について変更するので、千葉県特定金属類取扱業の規制に関する条例第7条第1項の規定により、次のとおり届出をします。

許 可 番 号	千葉県公安委員会第 ●●●●●●●● 号	
氏 名 又 は 名 称	(ふりがな)ふうぞく たもつ 風俗 保	
営業所の名称及び所在地に関する変更事項		
変更予定年月日	令和●年●月●日	
変 更 区 分	1 営業所を新設 2 既設の営業所の名称又は所在地を変更 3 営業所を廃止	
変 更 前	名 称	(ふりがな)とつきん ならしのえいぎょうしょ 特金 習志野営業所
	所 在 地	千葉 都道府県 習志野●丁目●●番地
変 更 後	名 称	(ふりがな)とつきん いちかわえいぎょうしょ 特金 市川営業所
	所 在 地	千葉 都道府県 市川 市区町村 鬼高●丁目●●番地
	連 絡 先	電話 (●●●) ●●●—●●●●

変更する予定日を記載

※予定日の3日前までに提出

個人の営業所の名称に「〇〇会社」等と
会社を誤認する名称は使えない
(会社法7条)

注

- 1 数字を付した欄は、該当するものに丸印を記入すること。
- 2 営業所を新設した場合にあつては当該営業所について変更後の欄に記載し、営業所を廃止した場合にあつては当該営業所について変更前の欄に記載すること。
- 3 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

営業所変更届出書

営業所を廃止する場合

提出日を記載

令和〇年〇月〇日

千葉県公安委員会 様

届出者

県内に営業所を設けない場合、主たる行商区域について、廃止してから14日以内に氏名等変更届出書の提出が必要

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

千葉市中央区長洲1丁目9番1号

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

風俗 保

本項について変更するので、千葉県特定金属類取扱業規定により、次のとおり届出をします。

許可番号	千葉県公安委員会第 ●●●●●●●● 号		
氏名又は名称	(ふりがな)ふうぞく たもつ 風俗 保		
営業所の名称及び所在地に関する変更事項	廃止する予定日を記載 ※予定日の3日前までに提出		
変更予定年月日	令和●年●月●日		
変更区分	1 営業所を新設 2 既設の営業所の名称又は所在地を変更 3 営業所を廃止		
変更前	名称	(ふりがな)とつきん ならしのえいぎょうしょ 特金 習志野営業所	
	所在地	千葉 都道府県 習志野 市区町村 習志野●丁目●●番地	
変更後	名称	(ふりがな)	
	所在地	都道府県 市区町村	
	連絡先	電話 () —	

注

県内に営業所を設けない場合又は主たる営業所を変更する場合、主たる行商区域又は主たる営業所について改めて届け出る。

※県内に営業所を設けない場合、1号業者から2号業者に変わる。